

新旧対照表

改訂日：2025 年 3 月 14 日(金)

コネクティッドサービス利用規約

改訂前	改訂後
第 24 条(譲渡時等の取扱い) 1. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡し、また理由如何に関わらず、毀損・滅失等により利用車両を保有しなくなった場合は、コネクティッドサービス利用契約の解約を当社に届け出るものとします。ユーザーがこれを怠ったことによりユーザーに損害が発生しても当社は一切責任を負いません。 2. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機等に入力された個人情報等のすべてを当社所定の手続きにより消去するものとします。万が一、ユーザーが所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機等に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、または漏洩しても、当社は一切責任を負いません。 3. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡し、または利用車両を保有しなくなった場合には、当該車両の所有者の同意がない限り、端末その他如何なる手段によっても、当該車両の車載機等にアクセスしたり、当該車両の車載機等を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。また、利用車両を第三者から譲り受けてユーザーとなる者と利用車両の当該譲渡人との間の紛争については、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。	第 24 条(譲渡時等の取扱い) 1. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡し、また理由如何に関わらず、毀損・滅失等により利用車両を保有しなくなった(以下「利用車両の譲渡等」といいます。)場合は、コネクティッドサービス利用契約の解約を当社に届け出るものとします。ユーザーがこれを怠ったことによりユーザーに損害が発生しても当社は一切責任を負いません。 2. 当社は、利用車両の譲渡等の有無を確認することを目的として、一般財団法人 自動車検査登録情報協会が提供する自動車検査登録情報提供サービス(以下「AIRIS」といいます。)を利用できるものとします。 3. 当社が、AIRIS によりユーザーの利用車両が抹消登録または一時抹消登録されたことを検知した場合、抹消または一時抹消の各登録がされた日の属する月の翌月末日(当社の休業日にあたる場合には、次の当社の営業日とし、第 15 条各号のいずれかに該当する場合には、当社が別途指定する日とします。)に、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。なお、当社が AIRIS の利用を開始することに伴い、2025 年 2 月 28 日時点でユーザーの利用車両が抹消登録または一時抹消登録されている場合、2025 年 3 月 19 日にコネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。 4. 当社が、AIRIS によりユーザーの利用車両について利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたことを検知した場合、変更登録がされた日の属する月の翌々月末日(当社の休業日にあたる場合には、次の当社の営業日とし、第 15 条各号のいずれかに該当する場合には、当社が別途指定する日とします。)に、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除きます。 (1) 利用車両の「使用者の氏名または名称」および「使用者の住所」の双方の内容が変更された日の属する月から翌々月 20 日までに、当社に対し、第 11 条の定めに基づき氏名、住所その他当社所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合 (2) 当社が、利用車両の譲渡等が発生していないと判断した場合 5. 前二項に定める場合を除き、当社が利用車両の譲渡等を知った時点で、コネクティッドサービス利用契約は当然に終了します。 6. 前三項の定めに基づくコネクティッドサービス利用契約の終了によりユーザーに損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。 7. ユーザーは、利用車両を第三者へ譲渡または貸与するなどして自己の直接占有から離脱させる場合には、自己の責任と負担において、車載機等に入力された個人情報等のすべてを当社所定の手続きにより消去するものとします。万が一、ユーザーが所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わず

改訂前	改訂後
	に、車載機等に入力された個人情報等が第三者に閲覧され、または漏洩しても、当社は一切責任を負いません。 8. ユーザーは、利用車両の譲渡等が発生した場合には、当該車両の所有者の同意がない限り、端末その他如何なる手段によっても、当該車両の車載機等にアクセスしたり、当該車両の車載機等を通じて蓄積されるデータにアクセスしたりしてはならないものとします。また、利用車両を第三者から譲り受けてユーザーとなる者と利用車両の当該譲渡人との間の紛争については、当社の故意または重過失による場合を除き、当社は一切責任を負いません。
第 26 条(解除事由) 1. 当社は、ユーザーまたはセカンダリードライバーが次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、セカンダリードライバーの場合は、第 4 号、第 5 号、第 7 号及び第 8 号は除きます。）、ユーザーに通知または催告することなく、直ちにコネクティッドサービス利用契約を解除できるものとします。 (1) 当社に対しコネクティッドサービス利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合 (2) コネクティッドサービスを不正に利用した場合 (3) コネクティッドサービスの運営を妨害した場合 (4) 利用車両を保有しなくなった場合 (5) コネクティッドサービスを1年以上利用していない場合 (6) 本規約及び本規約の一部を構成する規約その他本規約に関連する規約のいずれかの条項に違反した場合 (7) 第 25 条に違反する事実が判明したとき (8) その他、当社がユーザーをコネクティッドサービス利用契約の当事者として不適当と判断する場合	第 26 条(解除事由) 当社は、ユーザーまたはセカンダリードライバーが次の各号のいずれかに該当する場合（ただし、セカンダリードライバーの場合は、第 4 号、第 6 号及び第 7 号は除きます。）、ユーザーに通知または催告することなく、直ちにコネクティッドサービス利用契約を解除できるものとします。 (1) 当社に対しコネクティッドサービス利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合 (2) コネクティッドサービスを不正に利用した場合 (3) コネクティッドサービスの運営を妨害した場合 (4) コネクティッドサービスを1年以上利用していない場合 (5) 本規約及び本規約の一部を構成する規約その他本規約に関連する規約のいずれかの条項に違反した場合 (6) 第 25 条に違反する事実が判明したとき (7) その他、当社がユーザーをコネクティッドサービス利用契約の当事者として不適当と判断する場合
2024 年 12 月 10 日改訂	2025 年 3 月 14 日改訂

マツダエマージェンシーコールについてのご説明書

改訂前	改訂後
4. マツダエマージェンシーコール対象者に危害が発生したとき等の措置 コネクティッドサービス利用契約が有効な利用車両から発信された緊急通報を受理した場合に、迅速かつ正確に所轄の警察、消防等（以下「関係機関」といいます）に接続します。エアバックの展開や音声その他の情報等から緊急事態が発生していると判断される場合には、医療機関にも接続する場合があります。 なお、マツダエマージェンシーコールは、乗員の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止するものではありません。当社から緊急通報の接続を受けた後、どのような対応をするかは当該関係機関または医療機関の判断によるものであり、当社が救急車等の出動やマツダエマージェンシーコール対象者の生命身体 の安全等を保証するものではありません。	4. マツダエマージェンシーコール対象者に危害が発生したとき等の措置 コネクティッドサービス利用契約が有効な利用車両から発信された緊急通報を受理した場合に、ユーザーまたは車両利用者の要請に基づき迅速かつ正確に所轄の警察、消防等（以下「関係機関」といいます）に接続します。エアバックの展開や音声その他の情報等から緊急事態が発生していると判断される場合には、ユーザーまたは車両利用者の要請によらず関係機関または医療機関に接続する場合があります。 なお、マツダエマージェンシーコールは、乗員の身体に対する危害の発生をその周辺において警戒し、防止するものではありません。当社から緊急通報の接続を受けた後、どのような対応をするかは当該関係機関または医療機関の判断によるものであり、当社が救急車等の出動やマツダエマージェンシーコール対象者の生命身体 の安全等を保証するものではありません。
12. 免責 1. 当社は、コネクティッドサービス利用規約第 13 条または第 15 条に基づき、コネクティッドサービスの全部または一部を変更、終了またはコネクティッドサービスの提供を一時的に中断する場合があります。これらの場合に、当社は、コネクティッドサービス利用規約第 17 条 1 項に基づき、一切の責任を負いません。 2. 当社は、ユーザーまたは車両利用者からの緊急通報を関係機関または医療機関に接続した後の事象（救急車等の要請・出動、車内での医療行為等）について、一切の責任を負いません。 3. 当社は、以下の場合等、ユーザーまたは車両利用者がマツダエマージェンシーコールの全部または一部を利用できず、それによりユーザー、車両利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 (1) 交通事故等による強い衝撃や振動、または異常な高温や低温、高湿度等に起因して、利用車両（車両積載のバッテリーを含みます）、車載機、車載通信機（TCU といいます。以下同じ。）またはその他周辺機器等（アンテナ、エアバッグ、エアバッグセンサー、ハンドセット、ハンズフリーユニット、その他これらに準ずる機器を含みます）に不具合、配線等の切断、もしくは電源の遮断等が発生し、正常に作動しなかった場合 (2) 利用車両が、TCU 通信サービスおよび GPS が実際に利用可能な日本国内のエリアの外（屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波が伝わりにくいところを含みます）にある場合 (3) TCU 通信サービスにおいて通話が著しく輻輳する等、マツダエマージェンシーコール利用に関する正常な通信ができない場合 (4) 関係機関、医療機関または当社への通報が一時的に集中した場合 (5) 利用車両の車両データ、契約データ、緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、通報発信の種別及び通報発信時刻等の情報の全部または一部を当社が取得できなかった場合、または取得した情報の内容に誤りもしくは誤差が含まれる場合 (6) 道路や建物などの地理的な条件や、関係機関または医療機関の所轄に関する情報が新設、変更または廃止され、その情報を当社が認知していない場合	12. 免責 1. 当社は、コネクティッドサービス利用規約第 13 条、第 14 条または第 15 条に基づき、コネクティッドサービスの全部または一部を変更、終了またはコネクティッドサービスの提供を一時的に中断する場合があります。これらの場合に、当社は、コネクティッドサービス利用規約第 17 条第 1 項に基づき、一切の責任を負いません。 2. 当社は、ユーザーまたは車両利用者からの緊急通報を関係機関または医療機関に接続した後の事象（救急車等の要請・出動、車内での医療行為等）について、一切の責任を負いません。 3. 当社は、以下の場合等、ユーザーまたは車両利用者がマツダエマージェンシーコールの全部または一部を利用できず、それによりユーザー、車両利用者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。 (1) 交通事故等による強い衝撃や振動、または異常な高温や低温、高湿度等に起因して、利用車両（車両積載のバッテリーを含みます）、車載機、車載通信機（TCU といいます。以下同じ。）またはその他周辺機器等（アンテナ、エアバッグ、エアバッグセンサー、ハンドセット、ハンズフリーユニット、その他これらに準ずる機器を含みます）に不具合、配線等の切断、もしくは電源の遮断等が発生し、正常に作動しなかった場合 (2) 利用車両が、TCU 通信サービスおよび GPS が実際に利用可能な日本国内のエリアの外（屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等、電波が伝わりにくいところを含みます）にある場合 (3) TCU 通信サービスにおいて通話が著しく輻輳する等、マツダエマージェンシーコール利用に関する正常な通信ができない場合 (4) 関係機関、医療機関または当社への通報が一時的に集中した場合 (5) 利用車両の車両データ、契約データ、緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、通報発信の種別及び通報発信時刻等の情報の全部または一部を当社が取得できなかった場合、または取得した情報の内容に誤りもしくは誤差が含まれる場合 (6) 道路や建物などの地理的な条件や、関係機関または医療機関の所轄に関する情報が新設、変更ま

改訂前	改訂後
(7) フェリーからの降船直後や長期間車両を使用していなかった直後等の事情により、車載機または TCU に搭載されている GPS 等を利用して得られた位置情報に誤りまたは誤差がある場合 (8) システム保守、火災、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議、通信サービスの停止、通信障害等のためにマツダエマージェンシーコールの提供が中断または休止している場合 (9) ユーザーまたは車両利用者の登録情報の内容に誤りのある場合、または登録情報の変更の届出を怠っている場合 (10) 利用車両、車載機、TCU またはその他周辺機器等が正しく設置もしくは接続されていない場合、不具合等により正常に作動しない場合、これらの組み合わせが不適合である場合、またはマツダエマージェンシーコールの利用に障害となるような機能設定をしている場合 (11) 車載機や TCU またはその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合 (12) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下、車載機または TCU の電池切れ、車載機、TCU またはその他周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合または電源が入っていない場合	または廃止され、その情報を当社が認知していない場合 (7) フェリーからの降船直後や長期間車両を使用していなかった直後等の事情により、車載機または TCU に搭載されている GPS 等を利用して得られた位置情報に誤りまたは誤差がある場合 (8) システム保守、火災、停電、戦争、暴動、騒乱、労働争議、通信サービスの停止、通信障害等のためにマツダエマージェンシーコールの提供が中断または休止している場合 (9) ユーザーまたは車両利用者の登録情報の内容に誤りのある場合、または登録情報の変更の届出を怠っている場合 (10) 利用車両、車載機、TCU またはその他周辺機器等が正しく設置もしくは接続されていない場合、不具合等により正常に作動しない場合、これらの組み合わせが不適合である場合、またはマツダエマージェンシーコールの利用に障害となるような機能設定をしている場合 (11) 車載機や TCU またはその他周辺機器の取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合 (12) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下、車載機または TCU の電池切れ、車載機、TCU またはその他周辺機器等に電力が正常に供給されていない場合または電源が入っていない場合
20. ご利用条件 ・ 車載機または TCU からの通報が関係機関または医療機関に接続されるまでに一定の時間を要します。また、マツダエマージェンシーコールによる関係機関または医療機関への通報の接続およびそれに基づく関係機関または医療機関による救急救助等の措置は、関係機関または医療機関において優先的に取り扱われるものではありません。 ・ マツダエマージェンシーコールを利用して当社に交通事故・火災等の緊急事態発生の事実を伝えることは、道路交通法および消防法等の関連適用法規により義務づけられている措置・通報には該当しません。別途、必要な措置・通報を行う必要があります。 ・ マツダエマージェンシーコールの利用によって関係機関または医療機関に接続がなされた後、当該関係機関または医療機関から当社へ再接続の要請等がある場合、ユーザーまたは車両利用者へ通話を接続する場合があります。 ・ マツダエマージェンシーコールは、利用電話サービスおよび GPS が実際に利用可能な日本国内のエリアで、日本語で提供されます。 ・ ユーザーおよび車両利用者は、自らの責任においてマツダエマージェンシーコールを利用し、関係機関または医療機関への接続およびその内容に関して、当社、関係機関または医療機関その他に損害・損失等を与えることのないものとします。 ・ 利用車両のマツダエマージェンシーコールの動作確認や契約状態の確認をするため、車載機または TCU の通信を利用して、定期的に自動保守点検が実施されます。自動保守点検中は、コネクティッドサービスはご利用いただけません。 ・ 本ご説明書に記載のない事項は、コネクティッドサービス利用規約が適用されます。	20. ご利用条件 ・ 車載機または TCU からの通報が関係機関または医療機関に接続されるまでに一定の時間を要します。また、マツダエマージェンシーコールによる関係機関または医療機関への通報の接続およびそれに基づく関係機関または医療機関による救急救助等の措置は、関係機関または医療機関において優先的に取り扱われるものではありません。 ・ マツダエマージェンシーコールを利用して当社に交通事故・火災等の緊急事態発生の事実を伝えることは、道路交通法および消防法等の関連適用法規により義務づけられている措置・通報の代替措置とならず、ユーザーまたは車両利用者の法的義務が免除されるものではありません。別途、必要な措置・通報を行う必要があります。 ・ マツダエマージェンシーコールの利用によって関係機関または医療機関に接続がなされた後、当該関係機関または医療機関から当社へ再接続の要請等がある場合、ユーザーまたは車両利用者へ通話を接続する場合があります。 ・ マツダエマージェンシーコールは、利用電話サービスおよび GPS が実際に利用可能な日本国内のエリアで、日本語で提供されます。 ・ ユーザーおよび車両利用者は、自らの責任においてマツダエマージェンシーコールを利用し、関係機関または医療機関への接続およびその内容に関して、当社、関係機関または医療機関その他に損害・損失等を与えることのないものとします。 ・ 利用車両のマツダエマージェンシーコールの動作確認や契約状態の確認をするため、車載機または TCU の通信を利用して、定期的に自動保守点検が実施されます。自動保守点検中は、コネクティッドサービスはご利用いただけません。

改訂前	改訂後
	・ 当社は、マツダエマージェンシーコールの提供、管理運営、改善または向上、もしくはマツダエマージェンシーコールにかかる従業員等の教育の目的で、会話内容の全部または一部（録音および記録書面を含みます）、車載器または TCU から発信された位置情報を含む緊急通報データおよび音声を含む個人情報、ユーザーの氏名ならびに利用車両の車両登録番号、車名、車両製造者名、車両型式および車体色その他マツダエマージェンシーコールの提供に必要な情報を取得すること、ならびにこれらを記録、録音および使用すること（編集の上使用する場合を含みます）があり、マツダエマージェンシーコールの提供の目的で、これらを関係機関または医療機関に提供することがあります。 ・ 関係機関および医療機関は、マツダエマージェンシーコールの提供の目的で、会話内容の全部または一部（録音及び記録書面を含みます）、車載器または TCU から発信された位置情報を含む緊急通報データおよび音声を含む個人情報、ユーザーの氏名ならびに利用車両の車両登録番号、車名、車両製造者名、車両型式および車体色その他マツダエマージェンシーコールの提供に必要な情報を使用すること（編集の上使用する場合を含みます）があります。 ・ ユーザーは、車両利用者に対して、マツダエマージェンシーコールを利用する場合には、マツダエマージェンシーコールの内容が本ご説明書によることを説明し、その承諾を得るものとします。 ・ 本ご説明書に記載のない事項は、コネクティッドサービス利用規約が適用されます。
（付則） 2022 年 4 月 15 日制定	（付則） 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂

TCU 通信サービスに関する重要事項説明書

改訂前		改訂後	
電気通信事業者の名称	マツダ株式会社（以下「当社」といいます。）	電気通信事業者の名称	マツダ株式会社（以下「当社」といいます。） 届出番号(電気通信事業者):第 F-30-00924 号
電気通信事業者の連絡先	【サポートデスク】 全国共通フリーコール TEL 0120-386-747（受付時間 平日: 9:00～17:00、土日祝: 9:00～12:00, 13:00～17:00）	電気通信事業者の連絡先	【サポートデスク】 全国共通フリーコール TEL 0120-386-747 受付時間 平日: 9:00～17:00、土日祝: 9:00～12:00, 13:00～17:00
品質	・TCU の通信方式は、KDDI 株式会社の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 ・回線の状況やお客様のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（TCU による通信はベストエフォート方式を採用しています。）。 ・コネクティッドサービスはデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。	品質	・TCU の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 ・回線の状況やお客様のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（TCU による通信はベストエフォート方式を採用しています。）。 ・コネクティッドサービスはデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
提供を受けることができる場所	・サービスエリアについては、au のホームページでご確認ください。 ・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビルやマンション等の高層階等の電波状態の悪いところ及び気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。	提供を受けることができる場所	・サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 ・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビルやマンション等の高層階等の電波状態の悪いところ及び気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
2022 年 4 月 15 日制定		（付則） 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂	

TCU 通信サービスに関するご説明書

改訂前		改訂後	
電気通信事業者の名称	マツダ株式会社（以下「当社」といいます。）	電気通信事業者の名称	マツダ株式会社（以下「当社」といいます。） 届出番号(電気通信事業者):第 F-30-00924 号
電気通信事業者の連絡先	【サポートデスク】 全国共通フリーコール TEL 0120-386-747（受付時間 平日: 9:00～17:00、土日祝: 9:00～12:00, 13:00～17:00）	電気通信事業者の連絡先	【サポートデスク】 全国共通フリーコール TEL 0120-386-747 受付時間 平日: 9:00～17:00、土日祝: 9:00～12:00, 13:00～17:00
品質	・TCU の通信方式は、KDDI 株式会社 の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 ・回線の状況やお客様のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（TCU による通信はベストエフォート方式を採用しています。）。 ・コネクティッドサービスはデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。	品質	・TCU の通信方式は、KDDI の LTE 対応の au 携帯電話の通信方式と同一です。 ・回線の状況やお客様のご利用場所等により、通信速度が大幅に低下する場合や、通信自体がご利用いただけなくなる場合があります（TCU による通信はベストエフォート方式を採用しています。）。 ・コネクティッドサービスはデータ取得に通信を利用するため、通信環境の整わない状況では通信を利用するサービスはすべて利用できません。
提供を受けることができる場所	・サービスエリアについては、au のホームページでご確認ください。 ・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビルやマンション等の高層階等の電波状態の悪いところ及び気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。	提供を受けることができる場所	・サービスエリアについては、KDDI のホームページでご確認ください。 ・トンネル内・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご使用になれません。また、高地・高層ビルやマンション等の高層階等の電波状態の悪いところ及び気象条件によっては、ご利用になれないことがあります。
初期契約解除制度の案内	TCU による通信サービスは、初期契約解除制度の対象です。 1. 本書面をお客様が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、上記に記載のサポートデスクへの電話によりコネクティッドサービス利用契約の解除を行うことができます。この効力はサポートデスクへの電話を架電した時に生じます。 2. この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。②また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等をお客様に返還いたします。 3. 当社またはマツダ販売店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによってお客様が本書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して当社から交付された書面を受領した日か	初期契約解除制度の案内	TCU による通信サービスは、初期契約解除制度の対象です。 1. 本書面をお客様が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、上記に記載のサポートデスクへの電話によりコネクティッドサービス利用契約の解除を行うことができます。この効力はサポートデスクへ架電した時に生じます。 2. この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。②また、契約に関連して当社が金銭等を受領している際には当該金銭等をお客様に返還いたします。 3. 当社またはマツダ販売店が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であると誤認をし、これによってお客様が本書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでに契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して当社から交付された書面を受領した日か

改訂前		改訂後	
	ら起算して 8 日を経過するまでの間であれば本契約を解除することができます。この場合も、上記に定めるサポートデスクへの架電により、本契約を解除することができます。 4. 【お問い合わせ先】 〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地 3-1 マツダ株式会社(サポートデスク) (電話番号:0120-386-747)		ら起算して 8 日を経過するまでの間であれば本契約を解除することができます。この場合も、上記に定めるサポートデスクへの架電により、本契約を解除することができます。 4. 【お問い合わせ先】 〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地 3-1 マツダ株式会社(サポートデスク) (電話番号:0120-386-747)
2022 年 4 月 15 日制定		(付則) 2022 年 4 月 15 日制定 2025 年 3 月 14 日改訂	

コンフォートプラン利用規約

改訂前	改訂後
第 6 条(本サービスの内容) 本サービスの内容は、以下に定めるとおりとします。 (1) 目的地送信:MyMazda アプリ経由で目的地を簡単に(1 度に 3 カ所まで)ナビゲーションに送信できます。 (2) カーファインダー:MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 (3) リモートモニター:MyMazda アプリで、燃料残量(%）、オドメーター(走行距離)、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 (4) リモートコントロール:MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 (5) うっかり通知:ドアやトランクの開め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 (6) EV サポート:EV 車両を対象とし、以下 5 つの機能を“EV サポート”として提供します。 ① リモートチャージ:MyMazda アプリから充電の開始/停止ができます。 ② リモートエアコン:MyMazda アプリからエアコンの作動、停止やデフォグガー(曇り取り)の動作を指定できます。 ③ 充電スポット検索:MyMazda アプリの地図画面から、お近くの充電スポットを検索するとともに必要に応じて目的地送信することができます。目的地送信のご利用には、ショップオプションの「ナビゲーション用 SD カードアドバンス」が必要です。別途、ナビゲーション画面での操作が必要となります。 ④ リモートモニター:上記(3)の機能に加え、バッテリー残量/走行可能距離/バッテリーヒーター(作動状況/設定状態)/充電完了までの時間/充電開始予約時間/電源 OFF 時の車内温度/空調温度/エアコン作動状況/曇り止め(フロント/リア)などの車両の状態を MyMazda アプリで確認できます。 ⑤ うっかり通知:上記(5)の機能に加え、タイマー充電開始 1 時間前に充電コネクタが正しく挿入されていない場合などに、MyMazda アプリに通知します。 (7) Amazon Alexa(コネクティッドサービス通信回線利用):コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます。(一部ストリーミング機能を除く) ※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。	第 6 条(本サービスの内容) 本サービスの内容は、以下に定めるとおりとします。 (1) 目的地送信:MyMazda アプリ経由で目的地を簡単に(1 度に 3 カ所まで)ナビゲーションに送信できます。 (2) カーファインダー:MyMazda アプリで車の駐車位置をマップ上で確認できます。 (3) リモートモニター:MyMazda アプリで、燃料残量(%）、オドメーター(走行距離)、ドアやトランクの開閉状態、ハザードランプ点灯状態など、車両の状態を確認できます。 (4) リモートコントロール:MyMazda アプリでハザードランプの ON/OFF やドアロックなど、クルマの一部機能を遠隔操作できます。 (5) うっかり通知:ドアやトランクの開め忘れ、ドアロックし忘れ、ハザードランプやスモールランプの消し忘れなどのうっかり忘れを、電源をオフにして数分以降に MyMazda アプリに通知します。 (6) EV サポート:EV 車両を対象とし、以下 5 つの機能を“EV サポート”として提供します。 ① リモートチャージ:MyMazda アプリから充電の開始/停止ができます。 ② リモートエアコン:MyMazda アプリからエアコンの作動、停止やデフォグガー(曇り取り)の動作を指定できます。 ③ 充電スポット検索:MyMazda アプリの地図画面から、お近くの充電スポットを検索するとともに必要に応じて目的地送信することができます。目的地送信のご利用には、ショップオプションの「ナビゲーション用 SD カードアドバンス」、「ナビゲーション用 SD カードアドバンス 2」または「マツダオンラインナビ用 SD カード」が必要です。別途、ナビゲーション画面での操作が必要となります。 ④ リモートモニター:上記(3)の機能に加え、バッテリー残量/走行可能距離/バッテリーヒーター(作動状況/設定状態)/充電完了までの時間/充電開始予約時間/電源 OFF 時の車内温度/空調温度/エアコン作動状況/曇り止め(フロント/リア)などの車両の状態を MyMazda アプリで確認できます。 ⑤ うっかり通知:上記(5)の機能に加え、タイマー充電開始 1 時間前に充電コネクタが正しく挿入されていない場合などに、MyMazda アプリに通知します。 (7) Amazon Alexa(コネクティッドサービス通信回線利用):コネクティッドサービスで利用する車載通信機の通信回線により Amazon Alexa をご利用いただけます。(一部ストリーミング機能を除く) ※Amazon、Alexa 及びこれらに関連するすべての商標は、Amazon.com, Inc. 又はその関連会社の商標です。
第 12 条 (解除事由) 1. 当社は、コンフォートプラン申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプランの申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、コンフォートプラン契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。 (1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連す	第 12 条 (解除事由) 1. 当社は、コンフォートプラン申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプランの申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、コンフォートプラン契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。 (1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連す

改訂前	改訂後
る契約を解除されたことがある場合 (2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合 (3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合 (4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合 (5) コンフォートプラン利用料の支払いを怠っていることが判明した場合 (6) その他当社がコンフォートプラン契約者として不適当と判断する場合 2. 当社は、コンフォートプラン契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプラン契約者に通知または催告することなく、コンフォートプラン利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われたコンフォートプラン利用料の払戻しは一切行いません。 (1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合 (2) 当社により MyMazda アプリあるいは MyMazda ID の利用を停止された場合 (3) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合 (4) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合 (5) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合 (6) コンフォートプラン利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合 (7) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合 (8) 本規約に重大な違反があった場合 (9) 規約等に重大な違反があった場合 (10) 反社会的勢力の排除条項(コネクティッドサービス利用規約第 25 条)に違反する事実が判明した場合 (11) その他当社がコンフォートプラン契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合 3. 前二項に基づきコンフォートプラン利用契約が解除された場合において、コンフォートプラン契約者が当社に対し債務を有する場合、コンフォートプラン契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。	る契約を解除されたことがある場合 (2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合 (3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合 (4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合 (5) コンフォートプラン利用料の支払いを怠っていることが判明した場合 (6) その他当社がコンフォートプラン契約者として不適当と判断する場合 2. 当社は、コンフォートプラン契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、コンフォートプラン契約者に通知または催告することなく、コンフォートプラン利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われたコンフォートプラン利用料の払戻しは一切行いません。 (1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合 (2) コネクティッドサービス利用規約第 24 条第 3 項、同条第 4 項または同条第 5 項の定めに基づき、コネクティッドサービス利用契約が終了した場合 (3) 当社により MyMazda アプリあるいは MyMazda ID の利用を停止された場合 (4) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合 (5) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合 (6) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合 (7) コンフォートプラン利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合 (8) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合 (9) 本規約に重大な違反があった場合 (10) 規約等に重大な違反があった場合 (11) 反社会的勢力の排除条項(コネクティッドサービス利用規約第 25 条)に違反する事実が判明した場合 (12) その他当社がコンフォートプラン契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合 3. 前二項に基づきコンフォートプラン利用契約が解除された場合において、コンフォートプラン契約者が当社に対し債務を有する場合、コンフォートプラン契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。
2023 年 10 月 5 日改訂	(付則) 2022 年 8 月 4 日制定 2023 年 10 月 5 日改訂 2025 年 3 月 14 日改訂
【別紙:コンフォートプラン利用料及び支払方法】	【別紙:コンフォートプラン利用料及び支払方法】

改訂前		改訂後	
(1) コンフォートプラン利用料(消費税込み)		(1) コンフォートプラン利用料(消費税込み)	
サービスプラン名称	料金	サービスプラン名称	料金
コンフォートプラン（注 1）	月払い 220 円/月（注 2）	コンフォートプラン（注 1）	月払い 220 円/月（注 2）
	年払い 2,420 円/年（注 3）		年払い 2,420 円/年（注 3）
※当社に支払われたコンフォートプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。		※当社に支払われたコンフォートプラン利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該コンフォートプラン利用契約の契約期間満了日までは、本サービスをご利用いただけます。	
※コンフォートプラン利用料は 2023 年 10 月 5 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。		※コンフォートプラン利用料は 2025 年 3 月 14 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。	
(注 1) 情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料はコンフォートプラン契約者の負担とします。		(注 1) 情報通信端末を使用した場合、本サービスの利用にかかる通信料及び通話料はコンフォートプラン契約者の負担とします。	
(注 2) 月払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。また、契約日時が月の途中でであっても、コンフォートプラン利用料の日割り計算は行いません。		(注 2) 月払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。なお、月払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。	
(注 3) 年払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。なお、年払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。		(注 3) 年払いにおける契約期間は、コンフォートプラン利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。なお、年払いを選択した場合のコンフォートプラン利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。	

リモートエンジンスタート利用規約

改訂前	改訂後
第 12 条（解除事由） 1. 当社は、RES 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。 (1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連する契約を解除されたことがある場合 (2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合 (3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合 (4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合 (5) RES 利用料の支払いを怠っていることが判明した場合 (6) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する場合 2. 当社は、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES 契約者に通知または催告することなく、RES 利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。 (1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合 (2) 当社により MyMazda アプリあるいは MyMazda ID の利用を停止された場合 (3) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合 (4) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合 (5) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合 (6) RES 利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合 (7) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合 (8) 本規約に重大な違反があった場合 (9) 規約等に重大な違反があった場合 (10) 反社会的勢力の排除条項(コネクティッドサービス利用規約第 25 条)に違反する事実が判明した場合 (11) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合 3. 前二項に基づき RES 利用契約が解除された場合において、RES 契約者が当社に対し債務を有する場合、RES 契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。	第 12 条（解除事由） 1. 当社は、RES 申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。 (1) コネクティッドサービスに関連する諸契約の違反等により、過去にコネクティッドサービスに関連する契約を解除されたことがある場合 (2) 当社が提供する各種サービスの契約違反等により、過去に当社との契約を解除されたことがある場合 (3) コネクティッドサービスに関連する利用開始の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合 (4) 指定したクレジットカードが無効である場合またはクレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合 (5) RES 利用料の支払いを怠っていることが判明した場合 (6) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する場合 2. 当社は、RES 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、RES 契約者に通知または催告することなく、RES 利用契約を解除できるものとします。この場合、当社は既に支払われた RES 利用料の払戻しは一切行いません。 (1) コネクティッドサービス利用契約を解除された場合 (2) コネクティッドサービス利用規約第 24 条第 3 項、同条第 4 項または同条第 5 項の定めに基づき、コネクティッドサービス利用契約が終了した場合 (3) 当社により MyMazda アプリあるいは MyMazda ID の利用を停止された場合 (4) コネクティッドサービスに関連する契約事項につき虚偽の申告をした場合 (5) コネクティッドサービスまたは関連するサービスを不正に利用した場合 (6) コネクティッドサービス及び関連するサービスの運営を妨害した場合 (7) RES 利用料の支払いを遅滞した場合または拒否した場合 (8) コネクティッドサービスを 1 年以上利用していない場合 (9) 本規約に重大な違反があった場合 (10) 規約等に重大な違反があった場合 (11) 反社会的勢力の排除条項(コネクティッドサービス利用規約第 25 条)に違反する事実が判明した場合 (12) その他当社が RES 契約者として不適当と判断する相当な事情があった場合 3. 前二項に基づき RES 利用契約が解除された場合において、RES 契約者が当社に対し債務を有する場合、RES 契約者は、直ちにその全額を当社に支払うものとします。
2023 年 10 月 5 日改訂	(付則)

改訂前	改訂後								
	2022 年 9 月 1 日制定 2023 年 10 月 5 日改訂 2025 年 3 月 14 日改訂								
【別紙：RES 利用料及び支払方法】 (1) RES 利用料(消費税込み) <table><tr><th>サービスプラン名称</th><th>料金</th></tr><tr><td>リモートエンジンスタート（注 1）</td><td>月払い 220 円/月（注 2） 年払い 2,420 円/年（注 3）</td></tr></table> ※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。 ※RES 利用料は 2023 年 10 月 5 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。 (注 1) 情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。 (注 2) 月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。<u>なお、月払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。また、契約日時が月の途中であっても、RES 利用料の日割り計算は行いません。</u> (注 3) 年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。 なお、年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。	サービスプラン名称	料金	リモートエンジンスタート（注 1）	月払い 220 円/月（注 2） 年払い 2,420 円/年（注 3）	【別紙：RES 利用料及び支払方法】 (1) RES 利用料(消費税込み) <table><tr><th>サービスプラン名称</th><th>料金</th></tr><tr><td>リモートエンジンスタート（注 1）</td><td>月払い 220 円/月（注 2） 年払い 2,420 円/年（注 3）</td></tr></table> ※当社に支払われた RES 利用料は、理由の如何を問わず一切払戻しをしません。RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であっても、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。なお、RES 利用契約の契約期間満了日までに途中解約した場合であって、コネクティッドサービスを引き続き利用される場合、当該 RES 契約の契約期間満了日までは、RES をご利用いただけます。 ※RES 利用料は 2025 年 3 月 14 日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。 (注 1) 情報通信端末を使用した場合、RES の利用にかかる通信料及び通話料は RES 契約者の負担とします。 (注 2) 月払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 ヶ月間とします。<u>なお、月払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 ヶ月ごとに自動的に継続されます。</u> (注 3) 年払いにおける契約期間は、RES 利用契約の契約日時を起点として 1 年間とします。 <u>なお、年払いを選択した場合の RES 利用契約は 1 年ごとに自動的に継続されます。</u>	サービスプラン名称	料金	リモートエンジンスタート（注 1）	月払い 220 円/月（注 2） 年払い 2,420 円/年（注 3）
サービスプラン名称	料金								
リモートエンジンスタート（注 1）	月払い 220 円/月（注 2） 年払い 2,420 円/年（注 3）								
サービスプラン名称	料金								
リモートエンジンスタート（注 1）	月払い 220 円/月（注 2） 年払い 2,420 円/年（注 3）								

コネクティッドサービスのお申込み内容について(特定商取引法に基づく表記)

改訂前				改訂後			
■利用料金(消費税込み) 以下に記載 ※料金はお申込日の税率で計算された金額です。 消費税に係る法律が改正された場合は、実際のお支払額とは異なる可能性があります。				■利用料金(消費税込み) 以下に記載 ※料金はお申込日の税率で計算された金額です。 消費税に係る法律が改正された場合は、実際のお支払額とは異なる可能性があります。			
コネクティッドサービス利用料(消費税込み)				コネクティッドサービス利用料(消費税込み)			
サービス・プラン名称		対象車種	提供期間	サービス・プラン名称		提供期間	利用料金
ベースサービス 安全・安心サービスおよび基本サービス		車 載 通 信 機 搭載車*	10 年 (注 1)	ベースサービス 安全・安心サービスおよび基本サービス		10 年(注 1)	無料
ベースサービス 快適・楽しむサービス		車 載 通 信 機 搭載車*	3 年 (注 2)	ベースサービス 快適・楽しむサービス		3 年(注 2)	無料
ベースサービスオプションサービス 快適・楽しむサービス コンフォートプラン		車 載 通 信 機 搭載車*	4 年目以降 (注 3)	ベースサービスオプションサービス 快適・楽しむサービス コンフォートプラン		4 年目以降(注 3)	月払い:220 円/月 年払い:2,420 円/年
オプションサービス リモートエンジンスタート		車 載 通 信 機 搭載車*	(注 4)	オプションサービス リモートエンジンスタート		(注 4)	月払い:220 円/月 年払い:2,420 円/年
オプションサービス ナビゲーション マツダオンラインナビ		車 載 通 信 機 搭載車*	4 年目以降 (注 5)(注 6)	オプションサービス ナビゲーション マツダオンラインナビ		4 年目以降(注 5)(注 6)	年払い:13,200 円/年 2 年払い:24,200 円/2 年
オプションサービス ナビゲーション 地図更新(差分)		車 載 通 信 機 搭載車*	(注 1) (注 7)	オプションサービス ナビゲーション 地図更新(差分)		(注 1)(注 7)	無料
*車載通信機の世代ごとに提供可能なサービス・プランは異なります。詳しくは、当社公式ウェブサイト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/)をご覧ください。				※各サービス・プランの対象となる車種は、車載通信機を搭載した車両です。なお、車載通信機の世代ごとに提 供 可 能 な サ ー ビ ス ・ プ ラ ン は 異 な り ま す 。 詳 し く は 、 当 社 公 式 ウ ェ ブ サ イ ト (https://www.mazda.co.jp/carlife/connected/)をご覧ください。			
※お支払いいただいた利用料金は、理由のいかんを問わず一切払戻しいたしません。契約期間経過前に途中解 約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。				※情報通信端末をご使用の場合、各サービス・プランのご利用にかかる情報通信端末の通信料および通話料は 契約者のご負担となります。この場合、当該通信料および通話料は、ご利用の電気通信事業者の定めるところに よります。			
※無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、契約期間の満了日は変わりません。				※お支払いいただいた利用料金は、理由のいかんを問わず一切払戻しいたしません。契約期間経過前に途中解 約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。			
※無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、契約期間の満了日は変わりません。				※無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、契約期間の満了日は変わりません。			
(注 1)10 年とは、利用車両の初度登録日より 10 年後の初度登録月の末日までをいいます。当該無料期間内の どの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされ た場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継 続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。				(注 1)10 年とは、利用車両の初度登録日より 10 年後の初度登録月の末日までをいいます。当該無料期間内の どの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされ た場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継 続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。			
(注 2)3 年とは、利用車両初度登録日より 3 年後の初度登録月の末日までをいいます。当該無料期間内のどの 時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合 でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希 望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。				(注 2)3 年とは、利用車両初度登録日より 3 年後の初度登録月の末日までをいいます。当該無料期間内のどの 時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合			

改訂前	改訂後
翌日以降に各契約プランを新規契約する場合、または、当該契約プランにおける無料期間の満了日までに当社に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。契約期間は、当該無料期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは１ヶ月間(月払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは１ヶ月間(月払いの場合)、自動的に更新されます。 (注４)契約期間は、お申込日から１年間(年払いの場合)もしくは１ヶ月間(月払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは１ヶ月間(月払いの場合)、自動的に更新されます。 (注５)３年とは、マツダオンラインナビ用 SD カードの装着より３年後までをいいます。当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。 (注６)４年目以降とは、ナビゲーションサービス マツダオンラインナビの契約プランにおける無料期間(注５)満了日の翌日以降に新規契約する場合、または、当該契約プランにおける無料期間の満了日までに当社に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。契約期間は、当該無料期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは２年間(２年払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは２年間(２年払いの場合)、自動的に更新されます。 (注７)ナビゲーション用 SD カードアドバンス及び、ナビゲーション用 SD カードアドバンス 2 の更新期限内でご利用頂けます。	でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。 (注３)４年目以降とは、ベースサービス 快適・楽しむサービスの契約プランにおける無料期間(注２)満了日の翌日以降に各契約プランを新規契約する場合、または、当該契約プランにおける無料期間の満了日までに当社に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。契約期間は、当該無料期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは１ヶ月間(月払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは１ヶ月間(月払いの場合)、自動的に更新されます。 (注４)契約期間は、お申込日から１年間(年払いの場合)もしくは１ヶ月間(月払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは１ヶ月間(月払いの場合)、自動的に更新されます。 (注５)３年とは、マツダオンラインナビ用 SD カードの装着より３年後までをいいます。当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。なお、当該無料期間の満了日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が当社になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。 (注６)４年目以降とは、ナビゲーションサービス マツダオンラインナビの契約プランにおける無料期間(注５)満了日の翌日以降に新規契約する場合、または、当該契約プランにおける無料期間の満了日までに当社に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。契約期間は、当該無料期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは２年間(２年払いの場合)です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨を当社に通知する必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から１年間(年払いの場合)もしくは２年間(２年払いの場合)、自動的に更新されます。 (注７)ナビゲーション用 SD カードアドバンスおよびナビゲーション用 SD カードアドバンス 2 の更新期限内でご利用頂けます。
■代金の支払時期・方法 ・クレジットカード 当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。クレジットカード会社からのご請求は、契約者と各カード会社との約定に基づくため、カード会社へお問い合わせください。	■代金の支払時期・方法 ・クレジットカード 当社が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。決済日は、お申し込みいただくサービスの利用規約に基づき利用契約が成立した日となります。利用規約に基づき契約期間が更新された場合の決済日は、更新後の契約期間の開始日となりま

改訂前	改訂後
	す。クレジットカード会社からのご請求は、契約者と各カード会社との約定に基づくため、カード会社へお問い合わせください。
■お申込みの撤回・解除・解約 (1) お申込みの撤回・解除・解約について コネクティッドサービス利用規約第 6 条、第 23 条及び第 26 条をご確認ください。 また、有料オプションサービスをお申込みの場合、コネクティッドサービス利用規約第 6 条、第 23 条及び第 26 条とあわせて、下記の各利用規約をご確認ください。 ・コンフォートプラン利用規約 第 11 条および第 12 条 ・リモートエンジンスタート利用規約 第 11 条および第 12 条 (2)お申込みの撤回・解除・解約における利用料の返金について 契約者が支払った各サービスの利用料は、下記の場合を除き、理由のいかんを問わず一切払戻しいたしません。 また、契約期間満了日前に途中解約した場合も、日割り計算による払戻しは行いません。 特定商取引法に基づく、契約の申込みの撤回または契約の解除について ・契約者が各有料オプションサービス利用契約のお申し込みまたは契約を締結した場合、その契約にかかるお申込日から数えて 8 日間以内であれば、契約者は当社に対して、契約申込みの撤回または契約解除を行うことができます。この場合、契約者は当社サポートデスクへの架電により、無条件でお申込みの撤回および契約解除を行うことができます。	■お申込みの撤回・解除・解約 (1) お申込みの撤回・解除・解約について コネクティッドサービス利用規約第 27 条をご確認ください。 また、有料オプションサービスをお申込みの場合、コネクティッドサービス利用規約第 27 条とあわせて、下記の各利用規約をご確認ください。 ・コンフォートプラン利用規約 第 11 条 ・リモートエンジンスタート利用規約 第 11 条 (2)お申込みの撤回・解除・解約における利用料の返金について 契約者が支払った各サービスの利用料は、下記の場合を除き、理由のいかんを問わず一切払戻しいたしません。 また、契約期間満了日前に途中解約した場合も、日割り計算による払戻しは行いません。 特定商取引法に基づく、契約の申込みの撤回または契約の解除について ・契約者が各有料オプションサービス利用契約のお申し込みまたは契約を締結した場合、その契約にかかるお申込日から数えて 8 日間以内であれば、契約者は当社に対して、契約申込みの撤回または契約解除を行うことができます。この場合、契約者は当社サポートデスクへの架電により、無条件でお申込みの撤回および契約解除を行うことができます。
	■動作環境 コネクティッドサービスおよび有料オプションサービスの一部サービスのご利用には、当社が提供するスマートフォン用アプリケーションである MyMazda アプリが必要です。MyMazda アプリに対応するスマートフォンは App Store または Google Play の対応機種情報でご確認ください。